

富山県歯科保健医療対策会議規則を次のように定め、公布する。

富山県歯科保健医療対策会議規則

(趣旨)

第1条 この規則は、富山県歯と口腔^{くわう}の健康づくり推進条例（平成25年富山県条例第46号）第16条第4項の規定に基づき、富山県歯科保健医療対策会議（以下「対策会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(令7規則34・一部改正)

(委員の任期)

第2条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

(会長)

第3条 対策会議に会長を置く。

2 会長は、委員が互選する。

3 会長は、会務を総理し、対策会議を代表する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第4条 対策会議は、会長が招集し、その会議の議長となる。

2 対策会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 対策会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第5条 対策会議に、特定の事項を調査審議させるため、部会を置くことができる。

2 部会の設置、組織及び調査審議すべき事項は、会長が対策会議に諮って定める。

(委員以外の者の出席)

第6条 対策会議は、必要に応じ、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 対策会議の庶務は、厚生部において処理する。

(細則)

第8条 この規則に定めるもののほか、対策会議の運営に関し必要な事項は、会長が対策会議に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和7年規則第34号）

この規則は、公布の日から施行する。